

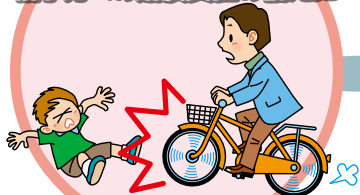
〈傷害総合保険〉

パーソナルアシスト

日々の暮らしのさまざまなリスクから
あなたをお守りします。



自転車事故によるケガや
相手方への賠償責任の備えに



傷害総合保険 「パーソナルアシスト」は 日常生活のさまざまな事故を24時間国内・

パーソナルアシストのしくみ

保険金の種類



死亡保険金

事故の発生日から180日以内に死亡された場合にお支払いします。



後遺障害保険金

事故の発生日から180日以内に後遺障害となられた場合にお支払いします。



入院保険金

事故の発生日から180日以内に入院(日帰り入院を含みます。)された場合にお支払いします。



手術保険金

事故の発生日から180日以内に手術を受けられた場合にお支払いします。



通院保険金

事故の発生日から180日以内に通院された場合にお支払いします。



介護保険金

事故の発生日から181日目以降の要介護期間に対してお支払いします。



被害事故補償保険金

第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等の被害事故により、死亡されたり所定の重度の後遺障害となられた場合にお支払いします。

お支払いする保険金の額

死亡・後遺障害保険金額の全額

※既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

死亡・後遺障害 保険金額

×

後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)

※保険期間が1年を超えるご契約の場合にお支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

入院保険金日額

×

入院日数 (180日限度)

入院保険金日額

×

10倍(入院中) 5倍(入院中以外)

※1事故につき1回の手術に限ります。

通院保険金日額

×

通院日数 (30日限度)

介護保険金年額

×

要介護期間(年)

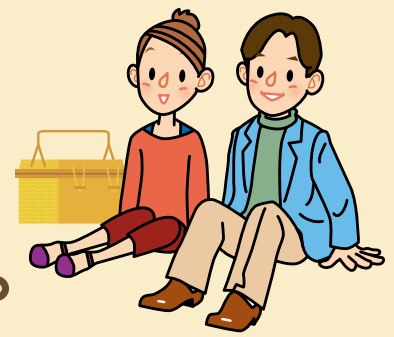
※要介護期間に端日数がある場合は、日割で計算してお支払いします。

所定の計算により算出した 損害額

- ① 自賠責保険等からの給付
- ② 対人賠償保険等からの給付
- ③ 加害者等からの賠償金
- ④ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など

シニア向けコースにおいては、「後遺障害保険金」、「入院保険金」、「手術保険金」、「通院保険金」および「介護保険金」はお支払いの対象ではありませんが、治療を受けた場合、「部位・症状別保険金」をお支払いします。なお、お支払いする保険金については、P11の「お支払いする保険金について」をあわせてご確認ください。

国外問わずしっかり補償します。



お客さまのご希望に合わせた補償を **1・2・3** のステップでお選びいただけます。

STEP 1

補償の対象となる方をお選びください。

個人向けプラン

補償の対象となる方
保険期間の開始日に
70才未満の方



個人向けプラン

補償の対象となる方
保険期間の開始日に
60才～69才の方



家族向けプラン

ご本人(注)の年齢が
保険期間の開始日に
70才未満の方

(注)申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。



STEP 2

補償の範囲をお選びください。

日常生活を
24時間
補償するコース

交通事故
によるケガに
限定するコース

マイセルフ
コース

マイセルフ
セーフティ
コース

シニア向け
コース

ファミリー
コース

ファミリー
セーフティコース

カップル
コース

カップル
セーフティコース

配偶者対象外
コース

配偶者対象外
セーフティコース

STEP 3

契約タイプをお選びください。

P3へ

P5へ

P7へ

マイセルフセーフティコース

シニア向けコース

家族向けプラン



基本補償にオプションをプラス ライフスタイルに合わせて安心

基本補償

こんなときに補償します。

1 レジャー中のケガ



2 工作中的ケガ



3 家庭内でのケガ



4 旅行中のケガ



マイセルフコース

5 交通事故によるケガ



6 乗物の事故によって受けたケガ



7 乗客として駅構内にある間のケガ



コース共通

8 犯罪被害による死亡
など



オプション

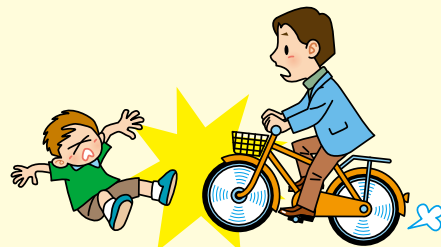
〈ご希望に合わせてセット〉

こんなときに補償します。

個人賠償責任補償特約

- 自転車で歩行者にケガをさせてしまった。
- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。

など



示談交渉サービス付き

国内での事故にかぎり、弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

〈示談交渉できない場合〉

- ◆ 相手方が弊社と直接、折衝することに同意しない場合
- ◆ 相手方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が弊社への協力を拒んだ場合

など

天災危険補償特約

- 地震でタンスが倒れてケガをしてしまった。

など



◆ 補償の対象となる方の範囲 ◆



ご本人

※申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

補償の対象となる方

- 保険期間の開始日に70才未満の方

をカスタマイズ

お支払例

〈ご契約内容〉

ご契約タイプ:A32

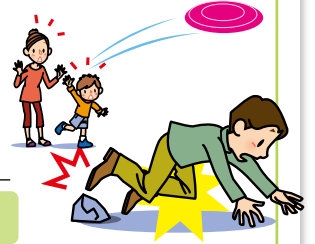
- 死亡・後遺障害:1,000万円
- 入院保険金日額:3,000円
- 通院保険金日額:2,000円

レジャー中に転倒。
右足を骨折して30日間の入院中に手術を受け、退院後20日間通院した。

お支払いする保険金

入院保険金	3,000円 × 30日	= 90,000円
手術保険金	3,000円 × 10倍(入院中)	= 30,000円
通院保険金	2,000円 × 20日	= 40,000円

合計 160,000円



(保険期間:1年)

◆ 保険料例

ご契約タイプ		マイセルフコース			
		基本補償+個人賠償		基本補償+個人賠償+天災危険補償	
		A31	A32	C31	C32
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円	1,000万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円
	介護保険金年額	—	120万円	—	120万円
	被害事故補償保険金額	—	3,000万円	—	3,000万円
個人賠償責任(自己負担額0円)		1億円	1億円	1億円	1億円
職種級別 A	月払保険料(注)	1,200円	2,190円	1,310円	2,430円
	一時払保険料	12,990円	23,860円	14,340円	26,490円
職種級別 B	月払保険料(注)	1,730円	3,200円	1,860円	3,450円
	一時払保険料	18,980円	35,040円	20,320円	37,640円

(保険期間:1年)

ご契約タイプ		マイセルフセーフティコース	
		交通傷害限定+個人賠償	
		A61	A62
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	3,000円	3,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円
	介護保険金年額	—	120万円
	被害事故補償保険金額	—	3,000万円
個人賠償責任(自己負担額0円)		1億円	1億円
職種級別 問わず	月払保険料(注)	480円	860円
	一時払保険料	5,220円	9,380円

(注)月払の場合、2回目以降のお支払いは口座振替となります。なお、初回保険料についても便利な口座振替をご利用ください。
※上記は一例です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

便利な自動継続を おすすめします

ご契約者から満期日の3か月前の日までに、ご契約を更新されない旨のお申し出がない場合、原則自動更新となる契約方法です。P13の「自動継続特約」もご確認ください。

職種級別 A 職種級別 B以外の方

職種級別 B 建設業者、自動車運転者(助手を含む)、農林業業者、漁業業者、採鉱・採石業者、木・竹・草・つる製品製造業者

マイセルフセーフティコース

シニア向けコース



備えあれば憂いなし 日常生活やレジャ 地震や噴火などの思いがけないケガに

Point 1

日常のケガはもちろん
地震や噴火、津波によるケガも補償！

天災危険補償特約が自動セットされています。



Point 2

ケガの「部位」と「症状」に応じて迅速に保険金をお支払い！

治療中でもケガの部位・症状が確定すれば保険金をお支払いすることが可能です。

基本補償

「後遺障害保険金」、「入院保険金」、「手術保険金」、「通院保険金」および「介護保険金」はお支払いの対象になりません。

オプション

〈ご希望に合わせてセット〉

1 レジャー中のケガ



こんなときに補償します。

2 工作中的ケガ



3 家庭内でのケガ



4 旅行中のケガ



5 交通事故によるケガ



6 乗物の事故によって受けたケガ



7 乗客として駅構内にいる間のケガ



8 犯罪被害による死亡 など



9 天災危険補償特約



10 携行品損害補償特約

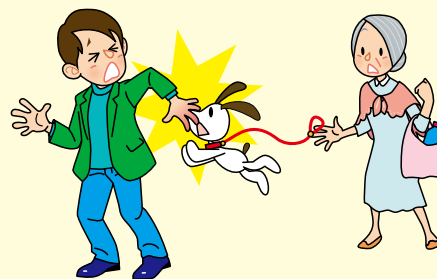


こんなときに補償します。

個人賠償責任補償特約

- 飼い犬が散歩中、他人に飛びつきケガをさせてしまった。
- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。

など



示談交渉サービス付き

国内での事故にかぎり、弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

〈示談交渉できない場合〉

- ◆ 相手方が弊社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ◆ 相手方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が弊社への協力を拒んだ場合
- など

◆ 補償の対象となる方の範囲 ◆



ご本人

※申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

補償の対象となる方

- 保険期間の開始日に60才～69才の方
- 職種別Aの方
建設作業、自動車運転者(助手を含む)、農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、木・竹・草・つる製品製造業者、以外の方

一に安心をプラス もしっかり対応

◆ 部位・症状別保険金のお支払いについて

● 治療日数が5日以上となった場合、ケガをされた「部位・症状」に応じて次の額をお支払いします。

$$\text{部位・症状別保険金額} \times \text{部位・症状別保険金支払倍率} = \text{部位・症状別保険金の額}$$

● 治療日数が1日以上5日未満の場合

$$\text{部位・症状別保険金額} \times 1 \text{倍} = \text{部位・症状別保険金の額}$$

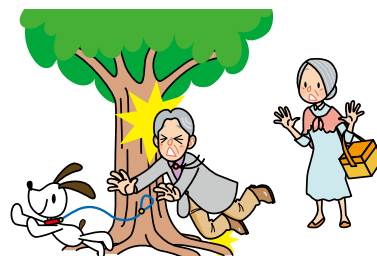
〔部位・症状別保険金支払倍率表(抜粋)〕 (単位:倍)

部位 症状	頭	上肢		下肢	
	部	手指以外	手指	足指以外	足指
打撲、擦過傷、挫傷、捻挫など	5	5	5	5	5
挫創、挫滅創または切創	15	10	10	10	10
骨折または脱臼	65	35	20	65	25

部位・症状別保険金のお支払い例

ウォーキング中に転倒。
右足の**大腿骨を骨折(65倍)**し、15日間入院した。

〈契約内容〉 ● 部位・症状別保険金額:5,000円



お支払いする保険金 5,000円 × **65**倍 = 325,000円

◆ 保険料例

(保険期間:1年)

ご契約タイプ		60～69才の方				
		S1	S2	S3	S4	S5
傷 害	死亡保険金額	700万円	500万円	300万円	200万円	100万円
	部位・症状別保険金額	7,000円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円
	被害事故補償保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
個人賠償責任(自己負担額0円)		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害(1事故につき自己負担額3,000円)		50万円	30万円	20万円	20万円	20万円
月払保険料(注)	個人賠償責任あり	3,590円	3,000円	2,430円	1,980円	1,520円
	個人賠償責任なし	3,480円	2,890円	2,320円	1,870円	1,410円
一時払保険料	個人賠償責任あり	39,190円	32,780円	26,590円	21,630円	16,670円
	個人賠償責任なし	37,970円	31,560円	25,370円	20,410円	15,450円

(注)月払の場合、2回目以降のお支払いは口座振替となります。なお、初回保険料についても便利な口座振替をご利用ください。
※上記は一例です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。



家族向けプラン

基本補償に充実したオプションをプラス ご家族の皆さまに安心をお約束

基本補償

こんなときに
補償します。

1 レジャー中のケガ



2 工作中的ケガ



3 家庭内でのケガ



4 旅行中のケガ



5 交通事故によるケガ



6 乗物の事故によって受けたケガ



7 乗客として 駅構内にある 間のケガ



配偶者対象外セーフティコース
カップルセーフティコース
ファミリーセーフティコース

コース共通

8 犯罪被害による死亡 など



オプション

〈ご希望に合わせてセット〉

こんなときに補償します。

個人賠償責任補償特約

- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- 自転車で歩行者にケガをさせてしまった。

など



示談交渉 サービス付き

国内での事故にかぎり、弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

〈示談交渉できない場合〉

- ◆ 相手方が弊社と直接、折衝することに同意しない場合
- ◆ 相手方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が弊社への協力を拒んだ場合

など

天災危険補償特約

- 地震でダンスが倒れてケガをしてしまった。

など



◆補償の対象となる方の範囲◆

ファミリーコース
ファミリーセーフティコース

- 【被保険者】
・ご本人(注1)
・配偶者
・その他家族(注2)



カップルコース
カップルセーフティコース

- 【被保険者】
・ご本人(注1)
・配偶者



配偶者対象外コース
配偶者対象外セーフティコース

- 【被保険者】
・ご本人(注1)
・その他家族(注2)



(注1) 申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

(注2) 「ファミリーコース」ではご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)をいいます。「配偶者対象外コース」では、配偶者以外の本人の同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)をいいます。ご親族とは、ご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

※上記の続柄は傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

補償の対象となる方

- ご本人(注)の年齢が
保険期間の開始日に
70才未満の方

(注) 申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

お支払例

〈ご契約内容〉

ご契約タイプ:A11

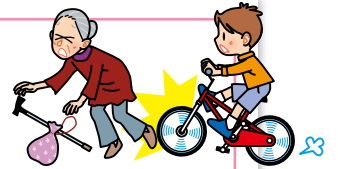
その他家族

- 通院保険金日額: 1,000円
- 個人賠償責任: 1億円

息子が自転車で学校から帰宅中、歩行中の他人と衝突。
治療費等、損害賠償金として80万円を請求された。
また、衝突時の転倒により息子もケガを負い、10日間通院した。

お支払いする保険金

通院保険金(息子) 1,000円 × 10日 = 10,000円
損害賠償金 80万円



合計
810,000円

(保険期間: 1年)

◆保険料例

ご契約タイプ		ファミリーコース						カップルコース			
		基本補償+個人賠償			基本補償+個人賠償 +天災危険補償			基本補償(夫婦) +個人賠償		基本補償(夫婦)+個人賠償 +天災危険補償	
		A11			C11			A21		C21	
被保険者		本人	配偶者	その他家族	本人	配偶者	その他家族	本人	配偶者	本人	配偶者
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円	300万円	200万円	500万円	300万円	200万円	500万円	300万円	500万円	300万円
	入院保険金日額	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円
	通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	介護保険金年額	120万円			120万円			120万円		120万円	
	被害事故補償保険金額	3,000万円			3,000万円			3,000万円		3,000万円	
個人賠償責任(自己負担額0円)		1億円			1億円			1億円		1億円	
職種級別 A	月払保険料(注)	3,380円			3,750円			2,090円		2,320円	
	一時払保険料	36,920円			40,860円			22,780円		25,310円	
職種級別 B	月払保険料(注)	3,950円			4,340円			2,660円		2,910円	
	一時払保険料	43,370円			47,290円			29,230円		31,740円	

(保険期間: 1年)

ご契約タイプ		ファミリーセーフティコース			カップルセーフティコース	
		交通傷害限定+個人賠償			交通傷害限定(夫婦) +個人賠償	
		A41			A51	
被保険者		本人	配偶者	その他家族	本人	配偶者
傷害	死亡・後遺障害保険金額	500万円	300万円	200万円	500万円	300万円
	入院保険金日額	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円	2,000円
	通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	介護保険金年額	120万円			120万円	
	被害事故補償保険金額	3,000万円			3,000万円	
個人賠償責任(自己負担額0円)		1億円			1億円	
職種級別 問わず	月払保険料(注)	1,150円			820円	
	一時払保険料	12,510円			8,870円	

(注) 月払の場合、2回目以降のお支払いは口座振替となります。なお、初回保険料についても便利な口座振替をご利用ください。

※上記は一例です。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

便利な自動継続を
おすすめします

ご契約者から満期日の3か月前の日までに、ご契約を更新されない旨のお申し出がない場合、原則自動更新となる契約方法です。P13の「自動継続特約」もご確認ください。

職種級別 A 職種級別 B以外の方

職種級別 B 建設業者、自動車運転者(助手を含む)、農林業業者、漁業業者、採鉱・採石業者、木・竹・草・つる製品製造業者

お支払いする

マイセルフコース

マイセルフセーフティコース

家族向けプラン

●「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。

保険金の種類 特約(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする
1 死亡保険金 	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人お支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害額をお支払いします。
2 後遺障害保険金 	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の ※保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となり ※保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度ご
3 入院保険金 	事故によるケガのため、入院された場合	事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院日数
4 手術保険金 	事故によるケガの治療のために、事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合	①入院中に受けた手術：入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術：入院保険金日額×5 ただし、1事故に起因するケガについて1回の手術に限り
5 通院保険金 	事故によるケガのため、通院された場合	事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院日数をお支払いします。
6 介護保険金 	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師の診断により約款に規定する要介護状態と認められた場合	事故の発生日から181日目以降の要介護期間に対して、保険金年額をお支払いします。(要介護期間に端日数が
7 被害事故補償保険金 	犯罪被害による事故(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故)またはひき逃げによる事故のため、死亡または重度の後遺障害を被った場合	逸失利益や精神的損害等の実際の損害額(普通保険次の項目がある場合には、その金額を差し引き、1回の保険金をお支払いします。 ①自賠償保険等からの給付 ②対人賠償保険(共済)からの給付 ③加害者等から取得した賠償金 ④労働者災害補償制度による給付 ⑤犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の ⑥その他同種の保険(共済)からの給付
天災危険補償特約 	地震もしくは噴火またはこれらによる津波(随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故を含みます。)によりケガを負い、上記 1 ～ 6 の「保険金をお支払いする場合」に該当するとき	上記 1 ～ 6 の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金をお支払いします。
個人賠償責任補償特約 	被保険者(*1)が、国内、国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者本人(*2)の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者(*1)の日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、があります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするとき 国内において発生した賠償事故については、「示談交渉」 ※他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険

(*1)個人賠償責任補償特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。責任無能力者等の場合はその親権者等を含みます。なお、「本人」は申込書の被保険者欄に記載
●本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

(*2)申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

保険金について

保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(指定のないときは被保険者の法定相続人)に 害保険金額から既に支払った金額を差し引いた</p>	<p>①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ②無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤戦争(テロ行為を除きます。)、暴動等によるケガ ⑥山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動によるケガ (注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。 (注2)グライダーおよび飛行船を含みません。 (注3)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を含みません。</p>
<p>4~100%をお支払いします。 ます。 とに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>⑦妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの</p>
<p>1日につき、入院保険金日額をお支払いします。</p>	<p>など</p>
<p>ます。</p>	<p>など</p>
<p>1日につき、30日を限度として通院保険金日額</p>	<p>など</p>
<p>要介護状態であるかぎり、1年間につき、介護 ある場合は、日割計算します。)</p>	<p>など</p>
<p>約款に規定する算定基準によります。)から、 事故につき、被害事故補償保険金額を限度に</p>	<p>①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③戦争(テロ行為を除きます。)、暴動等による事故 ④頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ⑤被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故 ア.被保険者の配偶者 イ.被保険者の直系血族 ウ.被保険者の3親等以内の親族 エ.被保険者の同居の親族</p>
<p>支援に関する法律からの給付</p>	<p>など</p>
<p>金、手術保険金、通院保険金、介護保険金を</p>	<p>死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金に同じ。 ただし、④を除きます。</p>
<p>保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害 緊急措置に要した費用等もお支払いできること</p>	<p>①故意、暴行、殴打による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任 ③職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④戦争(テロ行為を除きます。)、暴動等による損害賠償責任 ⑤同居の親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任</p>
<p>は、あらかじめ弊社にご相談ください。なお、日本 サービス」をご利用いただけます。 金が差し引かれることがあります。</p>	<p>など</p>

載の方をいいます。(プラン共通)

お支払いする

シニア向けコース

●「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。

保険金の種類 特約(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする
1 死亡保険金 	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人お支払いします。
2 部位・症状別保険金 	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けられた場合	①治療日数の合計が1日以上で、かつ、5日未満の場合は、します。 ②治療日数の合計が5日以上の場合は、部位・症状別保険金支払倍率(5~120倍)を乗じた額をお支払い
3 被害事故補償保険金 	犯罪被害による事故(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故)またはひき逃げによる事故のため、死亡または重度の後遺障害を被った場合	逸失利益や精神的損害等の実際の損害額(普通保険次の項目がある場合には、その金額を差し引き、1回の保険金をお支払いします。 ①自賠償保険等からの給付 ②対人賠償保険(共済)からの給付 ③加害者等から取得した賠償金 ④労働者災害補償制度による給付 ⑤犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の ⑥その他同種の保険(共済)からの給付
天災危険補償特約 	地震もしくは噴火またはこれらによる津波(随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故を含みます。)によりケガを負い、上記 1 ~ 2 の「保険金をお支払いする場合」に該当するとき	上記 1 ~ 2 の死亡保険金、部位・症状別保険金をお支払い
携行品損害補償特約 	外出中に偶然な事故により、被保険者が所有し携行する身の回り品(携行品)に損害が生じた場合 ※次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ①船舶・航空機・自動車・バイク・ゴーカート ②自転車・サーフボード・ラジコン模型 ③携帯電話・携帯型パソコン ④義歯・コンタクトレンズ・眼鏡 ⑤動物・植物 ⑥手形・印紙・切手 ⑦預金証書・クレジットカード など	被害物の時価 ^(注) を基準に算定した損害額から自己負担お支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、となります。また、保険期間が1年を超えるご契約の場 限度となります。 (注)同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用 ※1個、1組または1対のものについては10万円、現金・乗 します。
個人賠償責任補償特約 	被保険者 ^(*) が、国内、国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者本人 ^(*) の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者 ^(*) の日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、があります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするとき 国内において発生した賠償事故については、「示談交渉 ※他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険

(*)個人賠償責任補償特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。責任無能力者等の場合はその親権者等を含みます。なお、「本人」は申込書の被保険者欄に記

●本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

(*)2)申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

保険金について

保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(指定のないときは被保険者の法定相続人)に</p> <p>部位・症状別保険金額を1倍した額をお支払い</p> <p>保険金額に、傷害を被った部位・症状に対する</p> <p>します。</p>	<p>①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</p> <p>②無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ</p> <p>③脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</p> <p>④戦争(テロ行為を除きます。)、暴動等によるケガ</p> <p>⑤山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注3)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動によるケガ</p> <p>(注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。</p> <p>(注2)グライダーおよび飛行船を含みません。</p> <p>(注3)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を含みません。</p> <p>⑥妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ</p> <p>⑦顎部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>約款に規定する算定基準によります。)から、</p> <p>事故につき、被害事故補償保険金額を限度に</p> <p>支援に関する法律からの給付</p> <p>払いします。</p>	<p>①故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故</p> <p>②戦争(テロ行為を除きます。)、暴動等による事故</p> <p>③顎部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>④被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故</p> <p>ア.被保険者の配偶者</p> <p>イ.被保険者の直系血族</p> <p>ウ.被保険者の3親等以内の親族</p> <p>エ.被保険者の同居の親族</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>額(1事故につき3,000円)を控除した額を</p> <p>保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度</p> <p>合は、保険年度ごとに携行品損害保険金額が</p> <p>による消耗分を差し引いた金額をいいます。</p> <p>車券・宿泊券などについては合計5万円を限度と</p> <p>払いします。また、訴訟費用、損害</p> <p>緊急措置に要した費用等もお支払いできること</p> <p>は、あらかじめ弊社にご相談ください。なお、日本</p> <p>サービス」をご利用いただけます。</p> <p>金が差し引かれることがあります。</p>	<p>①故意または重大な過失による事故</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故</p> <p>③ねずみ食い、虫食い</p> <p>④自然の消耗または性質による変質・変色、欠陥</p> <p>⑤機能に支障のない擦傷・塗料のはがれ等</p> <p>⑥電氣的・機械的事故、置き忘れまたは紛失</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害</p> <p>緊急措置に要した費用等もお支払いできること</p> <p>は、あらかじめ弊社にご相談ください。なお、日本</p> <p>サービス」をご利用いただけます。</p> <p>金が差し引かれることがあります。</p>	<p>①故意、暴行、殴打による損害賠償責任</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任</p> <p>③職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>④戦争(テロ行為を除きます。)、暴動等による損害賠償責任</p> <p>⑤同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

載の方をいいます。

パーソナルアシスト よくあるご質問



Q

交通傷害に限定したコースに加入しましたが、自転車運転中の事故によるケガは補償されますか？



A 補償されます。

なお、自転車運転中の事故により他人にケガをさせてしまったときは、個人賠償責任補償特約により損害賠償金なども補償されます。



Q

海外旅行や留学中のケガも補償されますか？



A 補償されます。

なお、現地での病気は補償されませんので、ご注意ください。



自動継続特約

マイセルフコース

マイセルフセーフティコース

家族向けプラン

自動継続特約^(注1)^(注2)とは、ご契約者と弊社との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合、保険契約が満了する日と同一の内容^(注3)で、10年間毎年自動的に保険契約を継続するものです。

継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。ただし、保険金請求が多発した場合等は、自動継続が中止となることがあります。また、自動継続は、原則として満期日の3か月前の日までにご契約者(または弊社)から申し出ることにより、中止することができます。

(注1)自動継続特約とは、「傷害総合保険保険契約の継続に関する特約」または「傷害総合保険保険契約の継続に関する特約(年払契約用)」をいいます。

(注2)補償の対象となる方(家族向けプランの場合は「ご本人」)が、保険期間の開始日に60才未満の場合にご利用いただけます。

(注3)保険料率等が変更となった場合は、改定された日以降に継続された保険契約から保険料等が変更されます。

用語のご説明

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
被保険者	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
要介護期間	事故の発生日から181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。
被害事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ①人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故 ②運行中の自動車に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車との衝突・接触等の交通事故または運行中の自動車の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合に限りです。
保険期間	保険のご契約期間をいい、申込書に記載の保険期間をいいます。
保険年度	保険期間の初日およびそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

交通傷害に限定したご契約で補償されるケガ(セーフティコース)

- 運行中の交通乗用具(自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、車いす、シニアカー等)との衝突、接触によるケガ
- 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故によるケガ
- 乗客として駅構内(改札口の内側)にいる間の事故によるケガ
- 道路通行中に、工作用自動車と衝突・接触したこと等によるケガ など

※セーフティコースは、交通事故傷害危険のみ補償特約がセットされます。

ご契約の際のご注意

- ① 保険会社に危険に関する重要な事項をお申し出いただく義務(告知義務)
申込書に★が付された事項に事実と異なる記載をした場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ② 死亡保険金受取人の指定について
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。
- ③ 保険契約の無効について
上記②のほか、ご契約の際、次の事実がある場合は、保険契約は無効となります。
 - 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ④ 死亡保険金額の上限額について
次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額の上限額は、他の保険契約等と合算して、被保険者1名につき1,000万円となりますので、ご注意ください。
ア.被保険者の年齢が保険期間開始時点で満15才未満の場合
イ.ご契約者と被保険者が異なり、かつ被保険者の同意がない場合
なお、家族特約付契約の場合、被保険者本人の配偶者および親族のご契約いただける死亡・後遺障害保険金額については、ご契約条件にかかわらず、他の保険契約等と合算して、被保険者1名につき1,000万円となります。

ご契約後のご注意

- ① 保険証券
ご契約手続きの日から1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。
- ② ご契約後、ご契約内容に変更が生じた場合に保険会社にご連絡いただく義務(通知義務)
ご契約後、ご契約内容に次の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がなかった場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
 - 被保険者ご本人の職業・職務を変更された場合(ゴルフプレー中や交通事故等によるケガのみに限定したコースの場合を除きます。)その他、通知義務ではありませんが、ご契約者の住所を変更された場合にも取扱代理店または弊社にご連絡ください。

補償の重複に関するご注意

次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

※1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約した時や、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になった時などは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

■ 補償が重複する可能性のある主な特約

- 個人賠償責任補償特約(自動車保険・火災保険等)

その他

【家族向けプランについて】

ご家族それぞれの方のお名前について、申込書への記入は不要です。

事故発生の場合

① 事故の通知

この保険で補償される事故等が生じた場合は、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまたは取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故の発生日から30日以内にご連絡がない場合、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、特にご注意ください。

② 弊社にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約の事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社の承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額を承認された場合、保険金を減額してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。なお、日本国内において発生した賠償事故については、「示談交渉サービス」をご利用いただけます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

③ 代理請求人制度

この保険には「代理請求人制度」があります。この制度は、高度障害状態などの事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がないときに、その被保険者と同居する配偶者^(注)の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度です。
(注)法律上の配偶者をいいます。

●この保険は、引受保険会社が経営破綻した場合等には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、保険業法の規定に基づき、保険金、解約返戻金等のお支払いは一部削減される場合があります。詳しくは下記記載の弊社ホームページをご覧ください。

●弊社は、保険契約に関する個人情報や、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは下記記載の弊社ホームページをご覧ください。

●保険料をお支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

●このパンフレットは「傷害総合保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、詳しくは「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は
お客様相談センター

0120-115-603

- 受付時間:平日午前9時～午後5時(年末年始は除きます。)
- 携帯電話からもご利用いただけます。
- 一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

- 受付時間:24時間・365日
- 携帯電話からもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には
(指定紛争解決機関)

**一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 (有料)

- 受付時間:平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

- ※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
- ・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

楽天損害保険株式会社

●お問い合わせ先

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>